

令和6年度車両安全対策に係る評価・分析の方針

令和6年度（2024年度）の検討体制について

車両安全対策検討会

<令和6年度（2024年度）実施内容>

①事後評価分析

車両安全対策による削減目標の達成状況の評価分析

②事故詳細分析

車両安全対策に資するEDRデータ等の利活用に関する調査検討（継続）

報告

車両安全対策事故調査・分析検討会

<令和6年度（2024年度）実施内容>

②事故詳細分析

車両安全対策に資するEDRデータ等の利活用に関する調査検討（継続）

検討要請

② 事故詳細分析

(車両安全対策に資するEDRデータ等の利活用に関する調査検討)

ロードマップ

(2023年度第1回車両安全対策検討会資料)

1年目

- ・ 車両安全対策に資するEDRデータ等の利活用方法の検討(フィージビリティスタディ)
- ・ EDRデータ等の取得体制の構築に関する検討

2年目

- ・ EDRデータ等取得体制の試行(1年目の検討を実行)
- ・ 取得したEDRデータ等を含むマイクロデータ(個別事故)の分析及び事故状況の再現

3年目

- ・ EDRデータ等の取得体制の試行/分析・再現(継続)
- ・ 取得したEDRデータ等を利活用した事故解析の検討(2年目に取得したデータを用いて1年目の検討内容を実行)

運転者の運転操作不適や先進安全技術の作動等と交通事故の因果関係等を調査し、必要な安全対策を検討するため、EDRデータ等の収集体制を構築し運用するとともに、EDRデータ等を利用したさらなる車両安全対策の向上に資する提案を行う。

取得したEDRデータ等を含むミクロデータ (個別事故)の分析及び事故状況の再現

本検討の振り返り

2023年度 第3回車両安全対策検討会において、EDRデータ等の利活用案として、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置 (ACPE) の新たな評価手法の検討への利活用」を優先的に取り上げ、新たな評価手法の検討にEDRデータ等がどのように利活用できるか試行的に調査することとされた。

【目的】

ペダル踏み間違い事故の防止又は被害軽減のため、より事故実態に基づいたペダル踏み間違い時加速抑制装置 (ACPE) の検討に資する**基礎データを得る**。

【方法】

ACPEに関連する操作状況・装置作動状況・車両挙動等をEDRデータ等から分析し、試験法でのテストシーンやテスト条件（走行条件・ドライバの操作条件）の設定に必要なデータ及び情報を検討する。

【期待される効果】

より事故実態に即した内容（テスト条件等）をACPEの性能試験法に反映させ、その試験に対応した装置とすることで、実際の事故をより減少させる効果があると考えられる。

説明の流れ

1. ペダル踏み間違い事故の調査の件数と結果概要
2. 取得したミクロデータとマクロデータとの関係性について検討（ペダル踏み間違い事故発生状況表）
3. 取得したミクロデータの分析と事故状況の再現の詳細説明（一例）
4. 事故記録項目の整理（経過報告）
5. 調査結果一覧(案)

説明の流れ

1. ペダル踏み間違い事故の調査の件数と結果概要
2. 取得したマイクロデータとマクロデータとの関係性について検討（ペダル踏み間違い事故発生状況表）
3. 取得したマイクロデータの分析と事故状況の再現の詳細説明（一例）
4. 事故記録項目の整理（経過報告）
5. 調査結果一覧(案)

調査件数について

1. ペダル踏み間違い事故の発生情報は、ネットニュース及びD-call情報から得た。その後、調査員が事故当事者から同意を得ることができた場合に、調査を開始した。
2. 2024/12/末まで調査において、**47件**の事故発生情報を得た。
3. **47件**中、EDRの搭載、同意の取得、車両保管(廃棄されていなかった)など調査可能となった対象は**10件**であった。
4. **10件**中、EDRが読み出せた車両は**7件**であった(他3件はEDRの記録無)。
5. また、過去のつくば地区での一般ミクロ調査の事故事例調査結果を**3件**報告する。

調査結果		件数
EDRデータが読み出せた車両数	ネットニュース	5
	D-call	2
つくば地区での一般ミクロ調査結果		3
合計		10

ペダル踏み間違い事故の調査結果の概要

別紙 1

本資料は、道路交通法108条の17に規定された特定情報管理規程に基づく取り扱いに従い、本検討会での委員限りの資料として配布致します。

説明の流れ

1. ペダル踏み間違い事故の調査の件数と結果概要
2. 取得したマイクロデータとマクロデータとの関係性について
検討（ペダル踏み間違い事故発生状況表）
3. 取得したマイクロデータの分析と事故状況の再現の詳細説明
（一例）
4. 事故記録項目の整理（経過報告）
5. 調査結果一覧(案)

取得したミクロデータとマクロデータとの関係性

- ペダル踏み間違い事故には様々な状況の事故ケースがあるため、実施したミクロ調査が、多発する事故ケースなのか、稀な事故ケースなのかを可能な範囲で把握した。
- ペダル踏み間違い事故に対するマクロデータを分析し、事故分類と発生件数を示した「事故発生状況表」を作成した。
- 取得したミクロデータと「事故発生状況表」のどこに位置付けられるかを把握した。

別紙 2

本資料は、道路交通法108条の 1 7に規定された特定情報管理規程に基づく取り扱いに従い、本検討会での委員限りの資料として配布致します。

説明の流れ

1. ペダル踏み間違い事故の調査の件数と結果概要
2. 取得したマイクロデータとマクロデータとの関係性について検討（ペダル踏み間違い事故発生状況表）
3. 取得したマイクロデータの分析と事故状況の再現の詳細説明（一例）
4. 事故記録項目の整理（経過報告）
5. 調査結果一覧(案)

マイクロデータの10件中、傷害の重い事故事例 1 件（No. 3）について、詳細な事故報告を行う。

投影のみ

以下の2つの事故事例に関する資料については、道路交通法108条の17に規定された特定情報管理規程に基づく取り扱いに従い、本検討会でのみ閲覧が可能な情報を含むため、配布は行いません。

なお、オンラインでご参加頂く委員につきましては、検討会の録音・録画・委員以外の方の視聴は、禁止とさせていただきますので、ご承知おきのほど、よろしくお願い致します。

説明の流れ

1. ペダル踏み間違い事故の調査の件数と結果概要
2. 取得したマイクロデータとマクロデータとの関係性について検討（ペダル踏み間違い事故発生状況表）
3. 取得したマイクロデータの分析と事故状況の再現の詳細説明（一例）
- 4. 事故記録項目の整理（経過報告）**
5. 調査結果一覧(案)

別紙 3

本資料は、道路交通法108条の 1 7に規定された特定情報管理規程に基づく取り扱いに従い、本検討会での委員限りの資料として配布致します。

説明の流れ

1. ペダル踏み間違い事故の調査の件数と結果概要
2. 取得したミクロデータとマクロデータとの関係性について検討（ペダル踏み間違い事故発生状況表）
3. 取得したミクロデータの分析と事故状況の再現の詳細説明（一例）
4. 事故記録項目の整理（経過報告）
5. 調査結果一覧(案)

別紙 4 及び 5

本資料は、道路交通法108条の 1 7に規定された特定情報管理規程に基づく取り扱いに従い、本検討会での委員限りの資料として配布致します。

前半部のまとめ

- 今年度は、ペダル踏み間違いと考えられる事故のミクロ調査を実施し、10件のミクロデータを取得した。
- 取得したミクロデータとマクロデータの関係性を示した。
- 10件のミクロデータを分析し、事故状況の再現を行った。
- ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）の検討に資する基礎データとして考えられるミクロデータを整理し、調査結果一覧として示した【継続検討】。

「ペダル踏み間違い時加速抑制装置（ACPE）の検討に資する基礎データ」として必要な項目について、車両安全対策事故調査・分析検討会にて、引き続き検討する。

EDRデータ等取得体制の試行

説明の流れ

1. 損保会社からのEDRデータ等の提供に関する検討 (経過報告)

[A]自動車保険契約時に事前同意を取得する方法の検討

[B]損保会社からのEDRデータ等の提供に関する課題の整理

2. 自動車メーカーからEDRデータ等の提供案について (経過報告)

3. インセンティブについての課題の検討 (経過報告)

説明の流れ

1. 損保会社からのEDRデータ等の提供に関する検討 (経過報告)

[A]自動車保険契約時に事前同意を取得する方法の検討

[B]損保会社からのEDRデータ等の提供に関する課題の整理

2. 自動車メーカーからEDRデータ等の提供案について (経過報告)

3. インセンティブについての課題の検討 (経過報告)

本検討では、以下の2つの観点で検討を行った。

[A] 自動車保険契約時に事前同意を取得する方法の検討

車両安全対策事故調査・分析検討会において、「自動車保険契約時に事前同意を取得することが望ましい」との意見があったことを踏まえ、事前同意の取得について検討を行った。

[B] 損保会社からのEDRデータ等の提供に関する課題の整理

損保会社からの提供に関する課題の整理	検討結果
個人情報保護	第3者が学術研究機関であれば、第3者は個人情報取扱事業者から本人の同意なく情報提供を受けられること(下記※参照)が考えられる。但し、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合等を除く
[a] 損保会社と保険契約者との契約上の課題	損保各社で事情（特約・経営判断・情報管理方法等）が異なるため、損保会社 個社レベルでの相談
[b] レピュテーションリスク	
[c] 情報管理方法	
[d] 情報・データの提供に関するコスト負担	

事前同意の重要性及び課題

事前同意のメリット・デメリットは以下のとおり。

【メリット】

- ・ 死亡・重傷事故など、事故後に同意を取得することが困難で、追加の車両安全対策の重要性の高い事案におけるEDRデータ等を収集できるようになる。
- ・ 少なくとも事故前においては、EDRデータ等の調査に協力を行う意思を示していた当事者であることから、事故後におけるEDRデータ等の収集に拒否反応が示されにくい。

【デメリット】

- ・ 損保会社において、自動車保険契約時の関連書類の整備、保険契約者の事前同意の有無に関する情報の管理、事故後の保険契約者の個人情報を含む事故情報の提供等に係るコストがかかる。
- ・ 損保会社では、事前同意が得られていたとしても、レピュテーションリスクを回避するため、事故後に事前同意の内容の確認を行う必要がある。

事前同意の取得方法（案）

保険加入時において調査協力への同意の有無を確認する方法（案）

方法（案）		メリット	デメリット
(ア)	保険契約書とは別に同意書を提示し、事前に同意の有無を確認する方法	契約者がしっかりと内容を認識して同意の有無（選択）を回答できるので、認識不足によるクレーム等を回避し易い	同意書の作成・配布・回収などの手間とコストがかかるため損保会社の負担が増す。
(イ)	重要事項説明に本件に関する説明を加え、同意の有無（選択）を加える方法	通常の重要事項説明に加えるだけなので特別感がなく、同意が得易い。また、別途の同意書の作成・配布・配収の手間が無いので、損保会社の負担も(ア)に比べて小さい	他の重要事項説明に紛れて、契約者の認識が薄まり、後のクレーム等に繋がる可能性が考えられる。
(ウ)	約款^[※]に記載し、データの提供を必須とする方法	契約者からの拒否の意思表示がなければ、死亡重症のケースも含めて、事故データを手に入れることができる。	契約者から強制的に事故データを取得することになるため、契約者の不満が募り、クレームや訴訟の対象になる可能性が考えられる。

[※] 金融商品の契約書面の中で同意を取得することについては損保会社からの異論もあり、今後の慎重な検討が必要である。

[B] 損保会社からEDRデータ等の提供に関する課題の整理

損保会社からの提供に関する課題の整理	検討結果
個人情報保護	第3者が学術研究機関であれば、第3者は個人情報取扱事業者から本人の同意なく情報提供を受けられること(下記※参照)が考えられる。但し、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合等を除く
[a] 損保会社と保険契約者との契約上の課題	損保各社で事情(特約・経営判断・情報管理方法等)が異なるため、損保会社 個社レベルでの相談
[b] レピュテーションリスク	
[c] 情報管理方法	
[d] 情報・データの提供に関するコスト負担	

上記の課題について、[A]に示した内容も含めて、損保会社等にヒアリングを行った。

ヒアリング結果

[a] 損保会社と保険契約者との契約上の課題

- 事故関係者とのトラブル等による本業支障の懸念から、損保個社が事前及び事故後の同意を得るのは困難。
- 保険契約者との契約に第3者への提供を行わない旨を記載しているため、いずれも提供が困難である。
- なお、同意の内容にもよるが、保険契約者が利用目的に対して明示的（別途署名など）に同意しているのであれば、第三者提供の可能性は考えられる。

⇒ 適切な同意取得の方法（事前同意含む）と内容の検討が必要

[b] レピュテーションリスクの課題

- 利益目的ではなく、交通安全による社会貢献が目的となるので、個社ではなく、損保業界全体で取り組むべきことではないか。
- その場合、損保会社が保険業務以外の業務（車両安全対策に資する事故データの共有など）を行うため（※）には、金融庁の合意が必要になる。

⇒ 損保会社がEDRデータ等の提供を行える法的環境整備（法令の整理、法令に基づく提供）の検討が必要

（※）保険業法第100条において、「保険会社は、第九十七条及び前二条の規定により行う業務及び他の法律により行う業務のほか、他の業務を行うことができない」旨規定されている

ヒアリング結果

[c] 情報管理方法の課題

国交省側における個人情報(センシティブ情報を除く個人情報)の管理・利活用について、少なくとも以下の観点で必要な措置を講じる必要があるとの指摘があった。

- 個人データの委託に伴う、損保会社による委託先監督義務の履行方法に係る協議
- 保険業法上における業務範囲規制等に関する精査
- 知的財産の帰属等に関する事前の協議
- 個人データ保管・授受に関するセキュリティ態勢の協議

⇒ 上記の観点での検討が必要

[d] 情報・データの提供に関するコスト負担

- ドラレコ映像の加工に関する人件費等のコストがかかると考えられる。
- 事前同意のために、契約書や重要事項説明書の変更、書面の回収及びデータベース化、得られたデータの管理のためにシステム改修などにもコストがかかると考えられる。
- コスト負担に加えて、近年の人員不足の影響によって、追加の業務を行うことが困難となる可能性も考えられる。

⇒ 上記のコスト等をどこが負担するのかについて検討が必要

[e] 個人情報・プライバシー保護とデータ加工の関係の検討 【新たな課題】

例えば、

- ① 個人情報・プライバシー保護、映像加工の負担、データ管理等の観点を踏まえ、映像の加工をドラレコ映像の提供の前後どちらで行うべきか。
- ② ドラレコ映像の加工のときの注意点として、肖像権やプライバシー保護の対策が重要である。
- ③ ドラレコ映像によって、事故の場所と個人を特定することに繋がる可能性があるので注意が必要である。

上記[a]～[e]の課題を踏まえ、以下のコメントがあった。

- ・ 事務局から「来年度において、10件程度のEDRデータ等の提供をお願いできないか」との依頼を行ったが、「**これまでに示された課題を解決して、合意に至る必要がある**」との回答であった。

損保会社等とのヒアリング結果のまとめ

【まとめ】

以下の課題が明らかになった。

- [a] 損保会社と保険契約者との契約上の課題については、少なくとも適切な同意取得の内容と方法(事前同意含む)の検討が必要
- [b] レピュテーションリスクの解決には、少なくとも損保会社がEDRデータ等の提供を行える法的環境整備（法令の整理、法令に基づく提供）の検討が必要
- [c] 情報管理方法について、国交省側の個人情報管理等の検討
- [d] 情報・データの提供に関するコスト負担は誰が行うのかの検討
- [e] 個人情報・プライバシー保護とデータ加工の関係の検討 【新たな課題】

今後、具体的な手順を想定し、さらに具体的な課題を洗い出し、課題を整理することが必要と考えられる。その後、優先順位をつけて解決策を見出していくことが考えられる。

説明の流れ

1. 損保会社からのEDRデータ等の提供に関する検討
(経過報告)

[A]自動車保険契約時に事前同意を取得する方法の検討

[B]損保会社からのEDRデータ等の提供に関する課題の整理

2. 自動車メーカーからEDRデータ等の提供案について
(経過報告)

3. インセンティブについての課題の検討
(経過報告)

- EDRデータの取得方法として、自動車メーカーからデータ提供を受ける案を検討。

【ポイント】

- 自動車メーカーは、当局対応（警察、裁判所）で必要となった場合のみ、EDRデータを抽出することがある。
- 車両所有者の同意を取得できない場合でも、道路運送車両法第100条に基づきデータ取得を行うことができるのではないか。

引き続き、取得に向けた課題整理や調整を行う。

※道路運送車両法第100条（抜粋）
（報告徴収及び立入検査）

第100条 当該行政庁は、（略）第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

- 一 道路運送車両の所有者又は使用者
- 十 第75条第1項の規定により自動車の型式について指定を受けた者

説明の流れ

1. 損保会社からのEDRデータ等の提供に関する検討
(経過報告)

[A]自動車保険契約時に事前同意を取得する方法の検討

[B]損保会社からのEDRデータ等の提供に関する課題の整理

2. 自動車メーカーからEDRデータ等の提供案について
(経過報告)

3. インセンティブについての課題の検討
(経過報告)

インセンティブについて課題の検討

令和6年度の車両安全対策事故調査・分析検討会において、事故調査時におけるインセンティブ案A・Bについて、課題の検討を行った。

	案	メリット	検討課題
A	金銭的対価を支払う	- 申請者がメリットを感じやすい - 提供後の懸念が少ない	- 予算が必要 - 税金でデータを購入するという考え方が良いのか？
B	EDRデータを提供する	- 事故の原因は把握する材料になる。 (禁止するが)申請者が、裁判等に使用する。	- 申請者がメリットを感じ難い - 裁判等で「国から提供されたデータ」などとして使用される可能性がある。 - データを元に事故原因について意見を求められる可能性がある。

委員からの意見

今後の同意取得のあり方としてインセンティブはあった方がいいと思い、やるならAではないか。裁判に利用される可能性を考えるとBは非常に危険と思う。・・・この事業では個々にアクセスして同意を取らないとデータ解析できない。**その際のメリットとして一般的に分かりやすいのは金銭的な対価であろう。**

上記の議論を踏まえつつ、インセンティブの可能性について、引き続き検討する。

今年度の調査の成果

1. 取得したEDRデータ等を含むマイクロデータ（個別事故）の分析及び事故状況の再現

- 分析及び事故状況の再現の対象として、ペダル踏み間違い事故のマイクロデータを10件取得した。
- ペダル踏み間違い時加速抑制装置(ACPE)の新たな評価手法の検討への利活用の検証として、
 - 取得したマイクロデータとマクロデータとの関係性を示した。
 - 10件のマイクロデータを分析し、事故状況の再現を行った。
 - ACPEの検討に資する基礎データとして考えられるマイクロデータを整理し、調査結果一覧(案)として示した。

2. EDRデータ等取得体制の試行

- 損保会社等へのヒアリング及び課題整理を実施した。
- その他、自動車メーカーへのヒアリング及び課題整理を実施した。

令和 7 年度の実施案

1. 取得したEDRデータ等を活用した事故解析の検討

- 引き続き、ペダル踏み間違い事故の調査を行ってEDRデータ等(ミクロデータ)を取得し、事故分析及び事故状況の再現を行う。
- より事故実態に基づいたペダル踏み間違い時加速抑制装置(ACPE)の検討に資する基礎データを得る。

2. EDRデータ等の取得方法の検討

- 損保会社からのEDRデータ等の取得に関する課題整理及び取得に向けた調整を継続する。
- 自動車メーカーからのEDRデータ等の取得に関する課題整理及び取得に向けた調整を継続する。